

ウインタースポーツの魅力PR特別テレビ番組制作放送業務 仕様書

1 業務の名称

ウインタースポーツの魅力PR特別テレビ番組制作放送業務

2 業務の目的

札幌オリンピックからの50年を振り返るとともに、ウインタースポーツの魅力やスポーツを通じたまちづくりの情報について、テレビ番組を通じて広く市民に情報発信を行う。

3 業務内容

(1) 特別番組の制作・放送

①業務内容： ウインタースポーツの魅力を知覚するためのテレビ広報番組の企画、制作、編集および関係者との折衝等、放送に要する一切の業務。
・別途本市が指定するファイル形式での制作物の提出。

②放送局：任意

③放送回数：4回

④放送日時：令和4年1月から2月の土曜日または日曜日の効果的な時間帯を設定すること。

⑤放送内容：30分程度の番組とする。各放送回の内容については、本市と協議のうえ企画すること。

⑥事前確認：番組の放送内容について、放送前に札幌市の了解を得ること。

⑦独自提案

ア 仕様に定めることを超えて市民に市政情報を提供する企画（番組の二次利用（※）、テレビ・ラジオ以外の媒体も含めた市政情報の発信等）があれば提案すること。

※二次利用の範囲：市有施設での放映、本市が運営するホームページ及びYouTubeでの放映、本市が主催する参加無料のセミナー・講習会等での放映等

イ 番組宣伝など視聴率向上につながる企画があれば提案すること。

⑧納品場所：広報課に別途本市が指定するファイル形式で納品すること。

(2) 特別番組のテーマ（4テーマ×30分）

1972年札幌オリンピックから50周年を迎える記念の年であるとともに、札幌の魅力の一つであるウインタースポーツの魅力を伝えるものとする。

なお、過去のオリンピック、パラリンピックの名場面などを活用し、効果的・効率的に市民への情報発信を行うものとする。また、本市か

ら映像の提供は行わないので、必要な映像を自ら収集し番組を製作すること。

具体的には、次の4つのテーマを軸として構成すること。

- ① 懐かしの札幌オリンピック編
- ② ウィンタースポーツの魅力編
- ③ パラスポーツ編
- ④ 札幌の未来編

(3) タイトル

番組コンセプトに沿ったタイトルを提案すること。

(4) 番組形式

市長と出演者の掛け合いで進行し、効果的・効率的に市民への情報発信が行えるものとする。

【例】

- ・ アナウンサー、解説者、市長の3人で、VTRを見ながら解説を加える。
- ・ 男性アナ、女性アナ、市長の3人でVTRを交えながら語る。
- ・ タレントと市長で、VTRを交えながら語る。

4 契約の履行期間

契約締結日から令和4年3月18日までとする。

5 権利関係

- (1) 本業務の履行にあたり、疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により処理する。
- (2) この仕様に定めのない事項については、委託者及び受託者で協議の上、決定すること。
- (3) 受託者は関係法令を遵守し、誠実に業務を遂行すること。
- (4) 委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについては、この限りではない。
- (5) 本業務の遂行にあたり、必要がある場合は相互調整のため打ち合わせを行うものとする。
- (6) 本業務の遂行に伴う打ち合わせ、資料、計画等の内容については、外部に漏洩しないこと。なお、本契約が終了し、また解除された後においても同様とする。
- (7) 受託者は、本業務の遂行にあたり、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権、プライバシー又は肖像

権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないことを保証すること。

- (8) 成果品の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者が自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

6 環境への配慮について

本業務においては、委託者が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

7 個人情報の取り扱いについて

受託者は、この契約による業務を処理するにあたって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守ること。

8 本件に係る問い合わせ先

札幌市総務局広報部広報課 加藤、瓦本、田中
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
電話：011-211-2036 F A X：011-218-5161

個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。